

第3章 計画

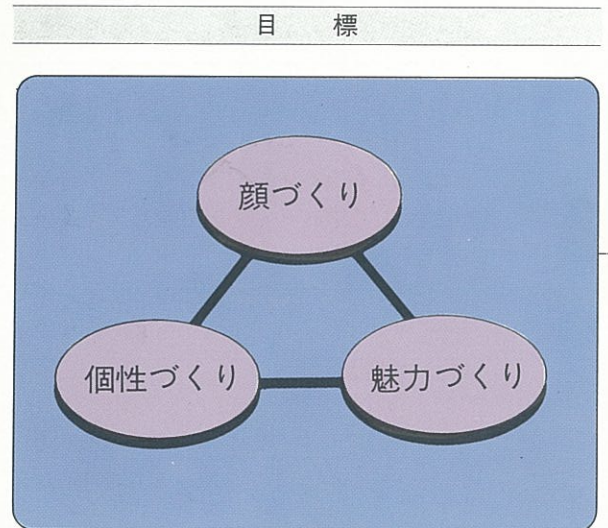
今後の方向性を示す



1. 目標

序章で掲げた理念に基づき、福岡市の景観特性を踏まえて、市民はもとより来訪者にとって、魅力と心地良さが感じられる、大都市の賑わいと地方都市の優しさが調和した福岡らしい都市景観の形成をめざし、次の三つの目標像を設定する。

- (1) 顔のあるまち…………… 顔づくり
国際的文化的都市にふさわしい活気と、地域文化に裏づけられた風格をもった都市づくり。
- (2) 個性がいきるまち…………… 個性づくり
固有の自然と歴史を活かし、空と海と未来へ開かれた都市景観の演出。
- (3) 魅力を感じるまち…………… 魅力づくり
地域性を尊重した快適環境を感じさせる景観の創造、育成。



2. 基本方針

福岡市の都市景観を形成する上で、三つの目標像を実現するために、基本方針を策定する。

基本方針として、まず、都市景観を構成する主要な要素である緑、水辺、歴史、まち並み等に着目し、第2章における骨格的資源の分類を活かして都市景観を形成する際のテーマを示し、そのテーマ別に方針を定める。

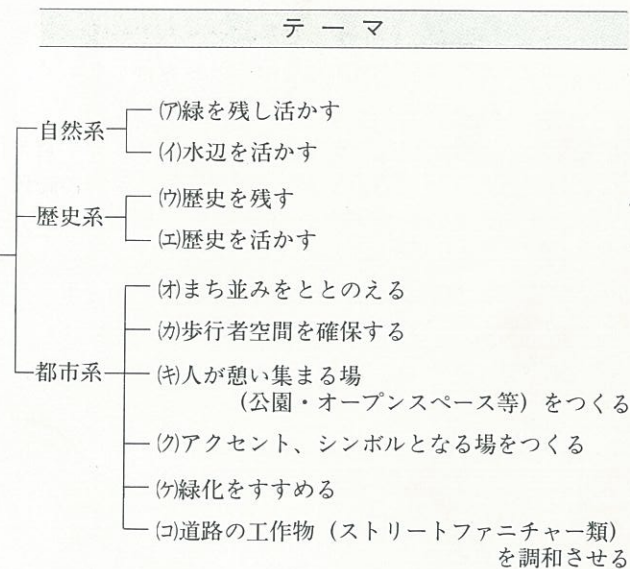
次に福岡市の地域ごとの都市活動や日常生活に着目して、空間の類型化を行い、その区分された空間別に方針を定める。

これらの方針は、便宜上、景観構成要素または類型空間に分けて、個別に策定しているが、それらを総合的にとらえバランスや調和を重視して実現していく。

(1) 景観構成要素別基本方針

ア. 要素別テーマの設定

都市景観を構成する要素は大きく、自然系、歴史系、都市系に区分される。それらをさらにより具体的に区分して次のようにテーマを設定する。



イ. 要素別基本方針

(ア) 緑を残し活かす

緑は、都市の中におけるおいややすらぎをもたらす貴重な自然であり、美しさ・季節感・生命感等を感じさせる要素である。

郊外の自然樹林地や鎮守の森、斜面緑地等の市街地内に残された緑を保全するとともに、道路・公園・学校等の公共空間や住宅・事務所等の既存の緑を市民が共有する財産として育てていく。

また、緑を活かして野鳥や小動物との触れ合いを育み自然と親しむ身近なレクリエーション空間を形成していく。

(イ) 水辺を活かす

水辺は、緑とともに都市の中におけるおいやゆとりをもたらす自然のオープンスペースであり、自然感・開放感・連続感等を感じさせる要素である。地域の特性に応じて、海・河川・池等自然の水際線の保全を図るとともに、身近で生活の一部となるよう水辺を親水性の高い空間として活用していく。特に海岸線や大きな河川では、連続性と一体性のある水辺空間を広く確保して、潮の香りや水の清涼感が味わえる憩いとくつろぎの場として整備していく。

また、公園や広場等にせせらぎや噴水等を設けて、まちの新たな水の景観を創っていく。

(ウ) 歴史を残す、(エ) 歴史を活かす

歴史的な事物は悠久の時の流れの中で営まれてきた市民の生活や、都市活動の産物の総体であり、都市に厚みと個性をもたせる要素である。

福岡市において、先人が残してきた歴史的建造物、環境は、時代の変化の中で年々失われてきているものの、潜在的なものも含めまだ多くのものが残っている。こうした価値ある資源を掘り起こし、見直しを行い、適切な保全を図るとともに、また、これらを福岡らしい個性的な都市景観づくり、あるいは新しいまちづくりのために活用していく。

(オ) まち並みをととのえる

まち並みの景観は強い印象を与え、その地域や都市全体のイメージに連なるような、いわば都市の顔ともいべき都市景観の重要な要素である。

すばらしいまち並みは、都市の自己表現であり、市民に自信と誇りをもたせる。

地域毎の特性を活かし、わかりやすさ・親しみ・美しさ・楽しさ等を基本として、主要な道路・街角などを中心に福岡ならではの個性的なまち並みづくりを目指す。

(カ) 歩行者空間を確保する

まちの主役は、そこで生活し活動する人であり、都市にも人間味とあたたかみのある空間、特に歩行者空間が求められている。

美しくゆったりした、また親しみのある歩行者空間は、ゆとりと落ち着きを与え、歩くことを楽しくする。また、こうした歩行者空間は、出会いや交流の場となり活発な人の動きが都市景観にいろどりと賑わいをもたらす。

市民が楽しく快適に歩き、憩い、会話を交わし、ショッピングができるように歩行者空間の量の拡大・質の充実、ネットワーク化を図りながら人が主役のまちづくりを進める。

(キ) 人が憩い集まる場 (公園・オープンスペース等) をつくる

都市化の波の中で、市街地内では中高層の建物が密集し、人々がゆとりくつろぐことのできるゆりの空間が不足していることは都市を視覚的、心理的にも快適さがあまり感じられないものにする要因の一つとなっている。

都市の公園やオープンスペース等は都市のオアシスとしてゆとり・落ち着き・開放感を与える貴重な空間である。

多くの人立ち寄り、憩い、交流の場となる公園・広場・オープンスペースを地域の特性に応じて整備していく。

(ク) アクセント、シンボルとなる場をつくる

地形上の変化の少ない福岡市では、坂道・丘陵・河川などの目じるしとなり、位置や方向性を示す自然の景観要素が少ない。

交差点や主要な施設前などの人の目に止まる日常的な場所のアクセントづくり、地域の特徴・個性をあらわすシンボルづくりによってわかりやすく、特色のある景観を形成していく。

(ケ) 緑化をすすめる

美しいゆとりのある景観をつくるためには、緑や花の果たす役割が非常に大きい。緑や花は一般に環境調節・レクリエーション・防災・都市景観等の諸機能をもつが、特に都市景観上、目に映る緑や花のやさしさという生理的効果、自然美・季節感による心理的効果、方向性・まとまり・遮蔽・シンボル性等によるデザイン効果、さらに、それらの相互作用の結果、うるおい・個性・魅力等の総合的効果を生みだしている。こうした機能・効果を複合的に活用するために、街路樹の整備やへの生垣化・建物回りの緑化や花壇づくりなどによって、まち中の味気のない景観を浄化しながら、質の高い緑化や花づくりを積極的に推進し、うるおいのあるまち並みを形成していく。

(コ) 道路の工作物（ストリートファニチャー類）を調和させる

道路空間とその沿線には、交通・通信・商業などの都市機能、休息・修景など快適性を増進する様々な機能をもったストリートファニチャー・工作物が雑然と配置されていることが多い。例えば信号・電柱・広告物やベンチ・花壇などである。一つ一つは小さな要素ではあるが、日常生活において人々の目によくふれるので、それらが景観に与える影響は予想以上に大きなものがある。特に電柱・電線は天空やまち並みへの視線を遮り、広告・看板は統一感を損うなどしている。ストリートファニチャー・工作物を設置する場合は、まち全体の一部として、通りの性格や機能を考えて位置・形態・色彩等を検討していく。



(2) 類型空間別基本方針

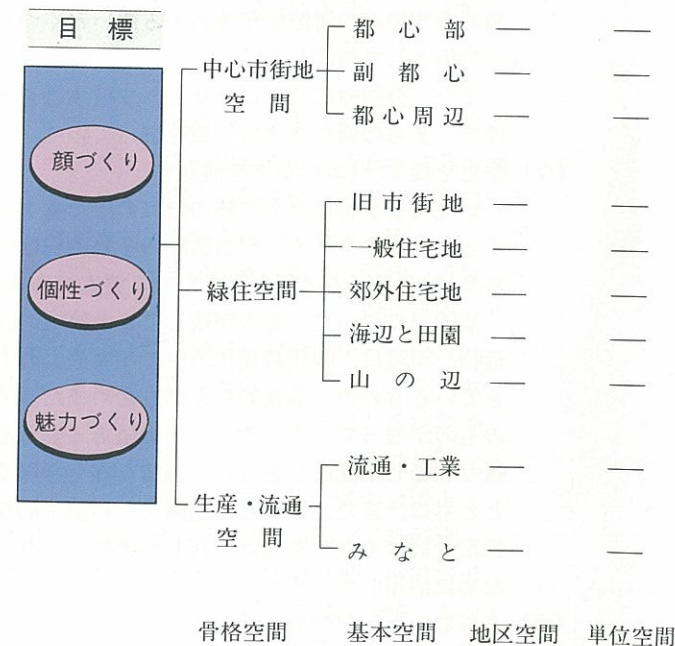
ここでは、わかりやすく実効性のある方針を示すため、市民の都市活動や日常生活に着目して地域を区分し、その区分された空間別に個性のある方針を定める。

ア. 空間の構造化

都市生活上の行動パターンに即して、福岡市の空間を類型化すると、働く、住む、遊ぶという基本の単位の重なり具合によって、中心市街地空間（活気と賑わいの空間）、緑住空間（自然と住まいの空間）、生産・流通空間（人・モノ・情報の交流空間）の三つの骨格空間に大きく分類できる。

これらの三つの骨格空間は、自然や地形、歴史、土地利用等の特徴によって、さらに細かい基本空間として分類し、この空間ごとに方針を策定する。

また基本空間は、方針を策定する単位として、大まかな類型を示すものであり、今後この方針に基づき、より細かな地区空間や単位空間を設定し、この区分ごとに地区景観形成計画を作成していく。



イ. 空間の類型

(ア) 中心市街地空間（活気と賑わいの空間）

多様な機能、施設、情報が集中し、活気にあふれ、都市の顔となる空間であり、多くの人々が集まる都心とその周辺及び副都心があげられる。ここでは、様々な都市活動がくりひろげられ、都市の表情や個性が生まれる。

a. 都心部

福岡市及び周辺地域の商業、経済、交通、情報の中心であり、大規模店舗、業務・サービス施設、文化、公共公益施設、交通ターミナルが集中する地区。

b. 副都心

市民の身近な生活に密着した拠点となっており、地域レベルの商業核として発達してきた。交通結節点である駅周辺や旧郡町時代の中心市街地を基盤にして現在に至っており、再開発や新しいまちづくりで整備が進んでいる地区。

c. 都心周辺

中心部の発達につれて、比較的是やくから市街地が形成されてきたところで、昔からの住宅地に業務施設が混在し、密度の高い土地利用となっている地区。

(イ) 緑住空間（自然と住まいの空間）

恵まれた身近な自然や歴史的要素と共存した、市民の暮らしの場となる居住空間であり、ここで展開される市民の日常生活の中から、地域性が育ち、都市への愛着や親しみが生まれる。

a. 旧市街地

戦前の低層の建物が比較的多く、狭い路地が入り込むという昔のまち割りをもつ、下町の雰囲気のある住宅地区。

b. 一般住宅地

市街地の郊外への拡大とともに、旧集落などを吸収しながら形成された住宅地域であり、戸建住宅、集合住宅、商店街等で構成されている。比較的新しい時代に、徐々に付け足していくような積み重ねの中で生まれた地域であり、地区ごとの区切りやまとまりが薄い地域である。

c. 郊外住宅地

昭和30年代から40年代にかけて、主に公共団体による郊外の一体的開発が行われ、その計画的土地利用により、自己完結型のまとまりのよい地区を作り出している反面、民間によるミニ開発等も多い。

d. 海辺と田園

都市郊外の田園地帯であり、また、海岸線により良好な眺望、広がりのある景観をもつところも多い。

e. 山の辺

野外レクリエーション、山登りに利用できる、市民にとって身近な自然の山林、緑地である。

(ウ) 生産・流通空間（人・モノ・情報の交流空間）

大都市福岡の流通、工業機能を支えている空間であり、内陸部の流通、工業地域と、みなとの部分に大別される。こうした空間は、都市の中で日常的生活感覚では疎遠な場合が多い。今後、例えば親水性が活かされるなど、市民との関わりを深め、親しめるような空間としての整備が必要な部分である。

a. 流通・工業

流通施設や中小規模の軽工業が集中し、建物形態、交通流動などからみて機能性や効率性が強く感じられる地区となっている。

b. みなと

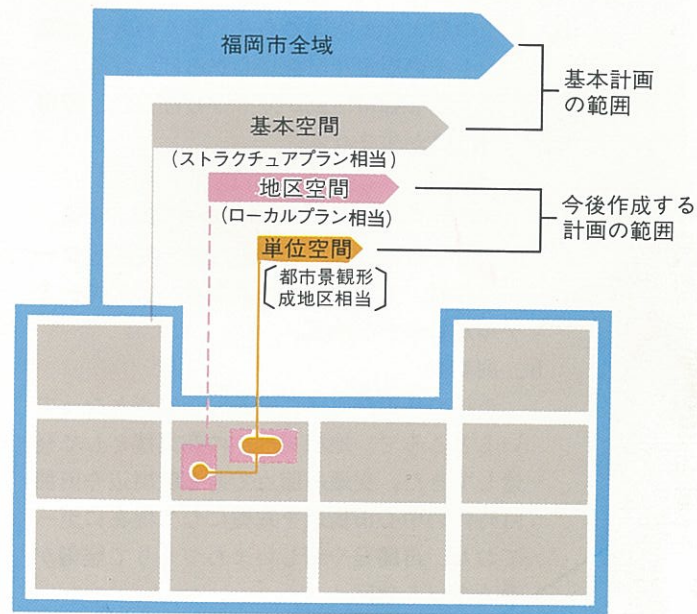
埋立地に広がる海上輸送の拠点であり、係留施設を始め、業務、流通施設など港湾施設が整備されている。



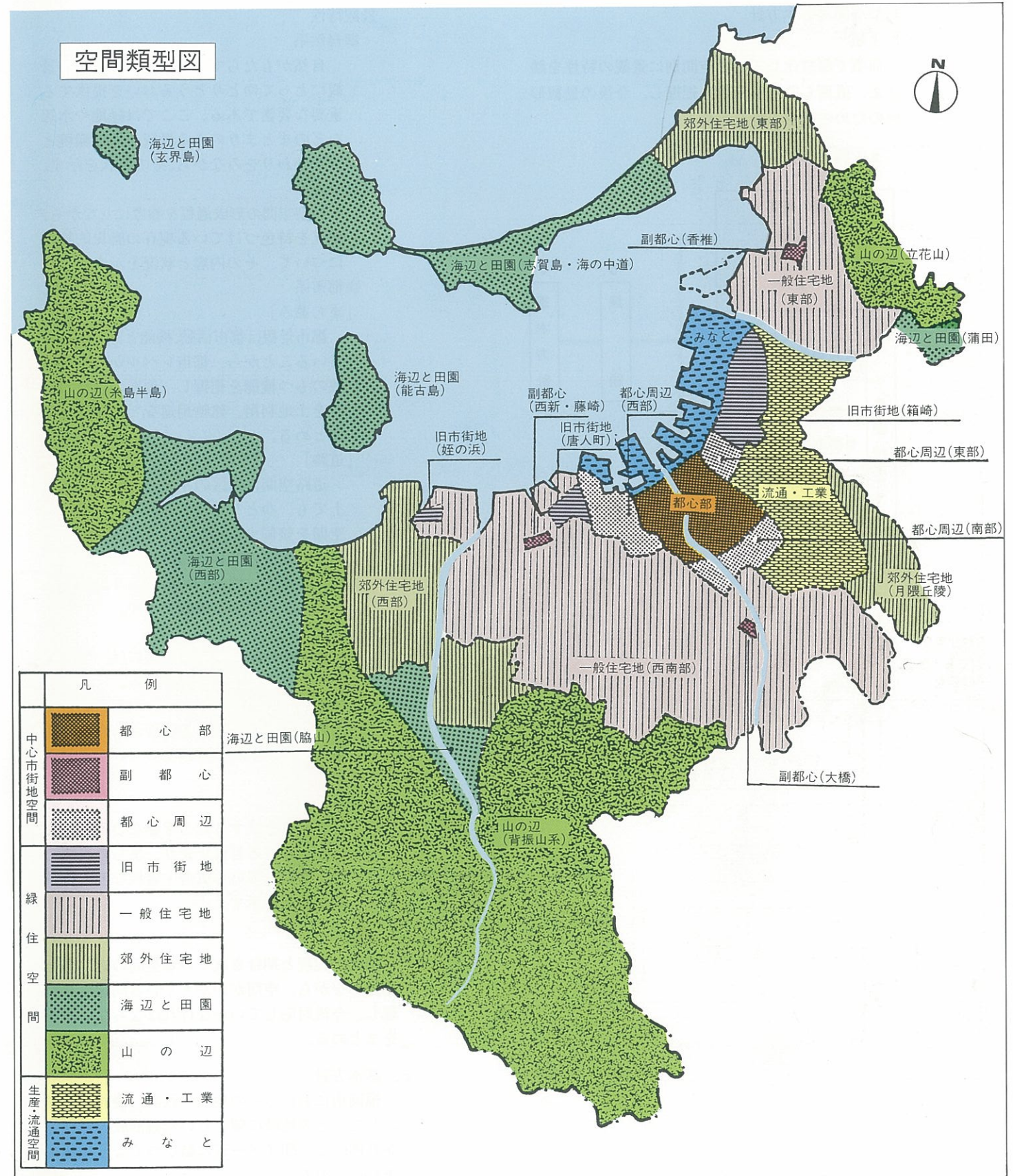
空間構造表

骨格空間	No	基本空間	地区空間	単位空間
中心市街地空間 (活気と賑わいの空間)	1	都心部	天神 博多駅 博多部 渡辺通地区	都市景観形成 地区に相当する 規模の沿道 地区 (商店街、モー ル、幹線道路沿 線)や駅周辺地 区等
	2	副都心	西新 香椎 大橋	
	3	都心周辺	大手門 赤坂 那の川 博多駅南 千代等	
緑住空間 (自然と住まい の空間)	4	旧市街地	姪の浜 唐人町 箱崎等	
	5	一般住宅地	西南部 東部	
	6	郊外住宅地	下山門・橋本 月隈 和白等	
	7	海辺と田園	今津 脇山 蒲田 志賀島・ 海の中道等	
生産・流通空間 (人・モノ ・情報の交流 空間)	8	山の辺	糸島 飯盛山・背振山 立花山等	
	9	流通・工業	多の津 榎田 竹下等	
	10	みなと	臨港地区等	

空間体系図



空間類型図

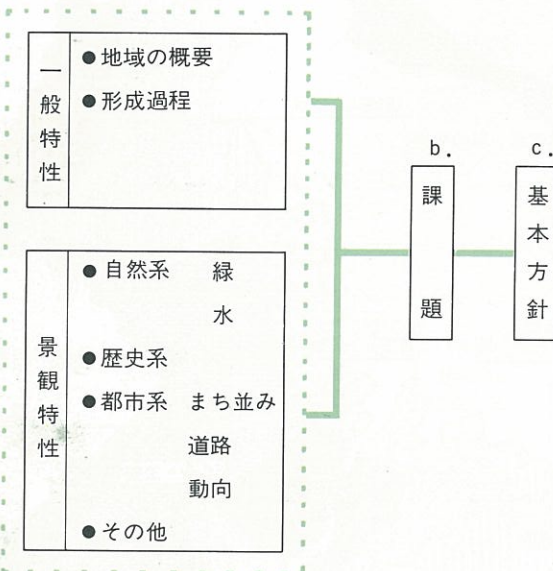


ウ. 類型空間別基本方針

(ア) 手順

前項で類型化した基本空間別に景観の特性を踏まえ、直面している課題を把握し、今後の景観形成のための基本方針を定める。

a. 特性の把握



景観特性

■ 自然系

自然がもたらす開放的な空間は都市景観にとってゆとりとうるおいを提供する重要な要素である。ここでは緑地や水辺などのまとまりのある景観を周辺環境とのかかわりをみながら、その現状を示す。

■ 歴史系

類型空間の形成過程を参考にしながら、地区を特色づけている現存の歴史的物件について、その内容と状況を示す。

■ 都市系

[まち並み]

都市景観は都市活動、機能と深く関わっていることから、都市レベルからみた地域のもつ機能を把握し、現在の景観の特性を土地利用、建物用途などに注目してまとめる。

[道路]

道路空間は地区のイメージをとらえる上でも、ゆとりとうるおいのある歩行者空間を整備する場としても重要な要素である。地区の幹線道路の整備状況を基本に、景観上、地域的特徴があり地域住民に親しまれている道路を示す。

[動向]

地域の将来像を描くためには、現在のまちの動きを知る必要がある。

地域の動向は建物や土地利用の動きなどの現在進行している側面と、今後の変化を促す主な計画の存在についてまとめていく。

■ その他

骨格を形成するほど重要な要素ではないが、日ごろ目に止まり、まちの表情をつくりだしている広告・看板などの特徴的な状況を示す。

b. 課題

空間の現況と期待されている空間のあり方を見比べながら、空間がかかえている問題点を整理し、今後対応していかなければならない事項をまとめる。

c. 基本方針

福岡市におけるその地域の役割、機能を前提にして、その地域に望ましい景観形成の目標像が具体的な空間イメージに結びつくような基本方針を定める。

